事務局通信

〒151-0053

東京都渋谷区代々木 2-39-7 メゾン代々木 201 号

TEL03-3299-5276 FAX03-3299-5275

通信窓口 zaitakubu-hoshinren@ion.ocn.ne.jp

ホームへ。ーシップト、レス http://www.hoshinren.jp

249号

2024年2月20日

一般社団法人

鍼灸マッサージ師会

社教館文化祭に参加して 学ぶこともいろいろありました

令和6年2月11日、千駄ヶ谷社教館文化祭(社教館まつり)に参加しました。 午前中はお祭りの一般参加者はぽつりぽつりでしたが、徐々に客足も増えて お昼以降は、マッサージ希望者が途絶えず順番をお待ちいただき、22名の方に 施術を体験していただきました。

比較的お元気でマッサージは初体験という方から、介助の必要な難治性の 方まで様々でした。

巷には整骨院や整体院など増えていますが、手技を受ける体験や習慣のない 方々にとって、初めの一歩を提供できた一日だったと思います。

私個人は、初めての参加で手技の学びも多くありました。

先生方、皆様、ありがとうございました。

令和6年2月13日 白井百合

3月及び4月の体験治療へのご協力のお願い

3月21日(木)13時~17時 4月18日(木)13時~17時 千駄ヶ谷社会教育館3F和室にて実施します。

連絡先 事務局 03-3375-6151 NPO 法人 東洋医療を考える会 山口 090-1435-3715

千駄ヶ谷社教館「文化祭」体験マッサージに参加

山西 俊夫

日時:2月11日 AM10時~PM3時

参加者: NPO 山口充子、田中榮子、久下勝通、山西俊夫 社団施術者 岩下幸卯、松本泰司、清水鏡晴、黒川邦日児、

白井百合、清水一雄、武井百代、



今年は患者さんが何名参加してくれるかと期待しながら

準備作業を行っていましたが、開始の10時前に既に2、3名の方が体験コーナーに来てくださいました。文化祭事務局が場内アナウンスで、我々の東洋医療の体験マッサージのボランティア活動の案内をしていただいたこともあり、時間を追うごとに希望者の数が増えてきました。

受付を担当して患者さんと話していると、今年は以前にも増して患者さんの東洋医療に対する関心 と熱意を感じました。皆さんそれぞれ体の部位に不調を訴えておられます。

常連の患者さんもおられれば初心者の方もいらっしゃいます。中には、96 才と88 才のご婦人が杖もつかずに電車を乗り継いで来られて、そのお元気な姿には敬服しました。

また、代々木上原からバイクを運転してこられた83才のご婦人は「最近友達が脳卒中で亡くなったの。私一人暮らしだからさぁ、お金もないし身の回りのことは自分でやらなきゃと思っているの。

たまたま今日来たらお宅の旗を見て署名をしなきゃと思って寄ったわけ。」と言われて署名をしていったん去られましたが、ほどなく戻られて「マッサージを体験してみようか」とおっしゃって受けられました。施術後気持ちが良くなったと、毎月の体験マッサージの予約方法を確認されて晴れ晴れとした笑顔で行かれました。

この御三人を含め、マッサージを受けた後で引き続き体験マッサージを受けたいと希望される高齢者の方々が殆どでした。少しずつ着実に私たちの運動は特に高齢者の方々に浸透しつつあり、支持を受けつつあることを確信できた一日でした。

そのことは施術者の先生方の真摯な取り組み方が患者さんに伝わったものと理解します。そして今後の私たちの運動の拡大につながる一日でした。

今日の行事を終えた後の感想は、もう日本は待ったなしの高齢化社会に突入している事実を突きつけられたという衝撃です。これから増えていかざるを得ない私たち自身を含めた高齢者を如何に支えていけるか東洋医療は問われていますし、東洋医療に従事している方々だからこそ、そのような患者

さんに寄り添った活動を自覚しておられると思います。

私たちの運動の前に立ちはだかる障壁を一つ一つ取り除いていく 作業は、患者さんと共に全国的な運動に盛り上げていくことによっ て実現されるものと確信できた一日でもありました。患者さんによ って改めて熱意を掻き立てられたと言うべきかもしれません。

最後に休日を返上してご尽力いただいた、関係各位のご協力に感 謝します。



体験してもらい東洋医療への理解がひろがる

山口充子

9時に千駄ヶ谷社教館1階ロビーで準備開始。松本泰司・山口充子が2台のベッド・展示物など タクシーで運び、久下監事、田中榮子理事が参加しセッティングがはじまる。NPOの山西俊夫



理事長はじめ7名の施術師のみなさんに参加していだだいた。

春の香りを感じさせる穏やかな天気に恵まれとてもよかった。社教館の 勤務員さんも用意万端に、各グループへの気配りに張り切っている。動き と笑顔が眩しく感じさせてくれる。

午前中は体験マッサージも、他の団体・グループもゆったりしていましたが、だんだん順番を待つようになり、2台のベッドが途切れなく受付も忙しくなった。にぎやかになって、体験された方々の表情がほっこりし、笑顔がおしゃべりでにぎわってきました。

問診表とアンケートから報告します。10時から15時までに22名の参

加者 49 歳から 96 歳まで平均 79.5 歳でした。(40 代1名 60 代3名 70 代6名 80 代10名 90 代2名)

「体験マッサージを継続してやってください」の希望者は15名 びっくりです。

治療を受けた皆さんの感想

- ① 86 才の女性、とても良かった、体がほぐれて温かくなりました。
- ② 83 才の女性、以前からお世話になっています。腰痛が楽になった気分。
- ③ 75 才女性、賛助会員になって腰、肩こり左右とも、とても良くなった。
- ④ 77 才女性、病もなく、どこも悪くないけどやってみたいと思った。月に1回はやりたい。
- ⑤ 85 才男性、飲食業で左足がしびれている。月に1回ぐらい時間とってやりたい。
- ⑥ 49歳の女性会社員、頭がつかれている。普段このような時間がとれないので久しぶりに首、 肩こり、右手動かず(骨折)マッサージしていただき疲れていることに気が付きました。あり がとうございました。
- ⑦ 67 歳男性、始めての経験だったのでとても良かったです。身体が楽になった気がします。
- ⑧ 83歳女性、腰が痛いけどマッサージが怖くて躊躇していたが賛助会費を持ってきました。 日はあまりいたくなくて良かった。
- ⑨ 81歳女性 (賛助会員)夫が脳溢血で亡くなったため来られなかったがマッサージを続けたい。この様な機会をもっとふやしてください。
- ⑩ 83 歳女性 とても良かった。自分では問題ないと思っていましたが、左側の背中、首が大変凝っている。マッサージを丁寧にしていただきとても楽になり、軽くなりました。友達が脳卒中で倒れ、寝たきりになり一人暮らしで非常に困っている。
- ① 70 歳女性 始めてマッサージというものを受けましたが、気持ち良いと実感しました。体がかるくなった。月1回位通ってみたい。



第30回あはき療養費検討専門委員会を傍聴して感じたこと

(この委員会は国民の傍聴を拒否するところです)

令和6年2月9日 清水 一雄



この度の傍聴に一国民として傍聴したいと思い厚労省に電話しました。思ってもいない一言が返ってきました。報道関係者しか傍聴出来ませんという冷たく感じる一言でした。どうして報道関係者しかダメですか?との問いに厚労省担当者は応えてくれませんでした。沈黙が続いたので、一応ここまでにしておきましょうと言って電話を切りました。

そのダメな理由も言ってくれなくて引き下がるわけにいかず、即 地元の小倉將信衆議院議員へ電話しました。

傍聴出来るように何とかして欲しいと言ったのではなく、傍聴

できない理由を知りたいと依頼しました。即座に動いてくれ、すぐさま連絡してくれました。

(※冒頭写真:会議中は撮影できないので、会議終了後に撮ったもの)

【厚生労働省保険局医療課へ傍聴依頼送ったメール】

医療係 御中

前略 この度は令和 6 年 1 月 25 日 (木) 17 時 30 分~19 時に日比谷国際ビルコンファレンススクエア 8 D 東京都千代田区内幸町 2 丁目 2 - 3 にて行われる会議の件

報道関係者しか傍聴できないと医療係担当者から聞き驚きを隠せません。

厚労省は相も変わらず国民の声を無視して進めていこうとしていることに憤りを感じます。 この会議に施術者を含めた国民に幅広く傍聴機会を設けるべきです。1月22日 清水一雄

【厚労省へ傍聴依頼の再電話】

厚労省はダメとは言っていませんよ!今すぐ電話してみてください。と横田秘書から連絡がありました。再度厚労省に電話すると先ほどの担当者(女性)と違って上司と思われる男性職員が電話に出て、「報道関係者しか傍聴出来ないのではなくて一般の方でしたら、はるばるここまでお越しいただくのにご足労お掛けすると思いまして」というのが理由です。傍聴するだけで代議士に依頼しなければならないこの国の仕組みはどうなっているのでしょうか。国会議員に知られたくないからと思わざるをえません。

直接関係している国民、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師を遠ざけ、好き勝手に決めてい く厚労省の在り方にはまずは国民の目が届くようにしなければなりません。

【厚生労働省保険局医療課への申し込みメール】

医療係御中

傍聴を希望します。

氏名:清水一雄(しみずかずお) 所属団体:一般社団法人鍼灸マッサージ師会 頭撮り希望

【傍聴での改善要望】

医療は国民の為にあるはずが、軽視し続けた結果が国民に傍聴させない、委員会開催が告示して1週間切っている、時間を定めてやろうとしない。

この度も参加するのが大変でした。23 日に知って傍聴の段取りをして患者の予約変更をして 25 日の傍聴に臨みました。大変というよりてんやわんやでした。

開始は17時30分からで、25分に到着したら既に会議が始まっていました。20分から始まっていたそうです。これも大きな問題です。前の柔道整復検討専門委員会が早く終わったのが理由のようです。これだけ大変な思いで参加したにもかかわらず、勝手に早く始めるわけですから、これが今の日本の国民を無視した厚生医療行政の現れを感じます。

改善すべきは ①傍聴は国民の権利であり、自由に申し込めるようにする。

②告示は1か月前 ③日時は定刻

このことで議員の力を借りなければならないようです。

【報道関係者向け記者会見】

かつて療養費検討専門委員会に何度か傍聴に行きましたが、今回は検討専門委員会終了後に報道関係者向けの記者会見があり出席しました。少ない報道関係者で何人か質問していましたが、今一記憶に残らなくて、挙手して報道機関と氏名を名乗らなくてはならず、鍼灸マッサージ師会広報と名乗って質問しました。

訪問施術と往療との関係で、往療は突発での出来事に定めながらはり・きゅうは施術者判断で出来るのですが、マッサージの場合、通院で来ていた人が急にぎっくり腰で身動き出来ない突発時の場合は医師の同意なく往療出来るのかとの問いに、医師の同意がないとだめですとの回答でした。何のための突発時に定めた往療なのか訳が分かりません。

マッサージ施術料金包括化については、労災保険のようにすればいいだけのことで、これもわけの わからないマッサージの場合3部位までだったら得をして5部位だったら損をする。同意書は今まで 通り部位指定を医師にさせて料金は包括化とし、わざわざ複雑にする意味があるのかなということで す。あん摩マッサージ指圧は身体全体を診て行うもので、身体の部位に拘って行うものではありませ ん。

【資料、議事録(2月5日現在不公表)は厚労省ホームページにて】

社会保障審議会 (医療保険部会 あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討専門委員会) | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

近々議事録が出されることと、今年6月頃にあはき療養費改定が行われ、その前に3月までに検討専門委員会が開催されます。傍聴体験してみませんか。検討専門委員会で身勝手に決められている状況にあはき師及び国民の目線が必要です。

厚生労働省ホームページに以下の資料が掲載されています。

第30回社会保障審議会医療保険部会 あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費検討 専門委員会配布資料 「あはき療養費の令和6年改定の基本的な考え方(案)について」及び 「参考資料」

このなかで、あはき療養費の令和6年改定に向けたスケジュール(案)も示されています。令和6年改定での対応整理。令和6年4月料金改定内容の決定。令和6年5月末まで通知改正等準備、発出とあり、スケジュールも示されています。(久下)

第30回あん摩マッサージ指圧、はりきゅう療養費検討専門委員会

R6年1月25日(木)日比谷国際ビルカンファレンススクウェア、にて開催

副代表理事 橋本利治

今回6月に療養費改定が決定されるのは周知のことでありました。しかしどのように改定されるのかが全く明らかにされていない状況で耳目の集中する所でありました。

そのことを確認するために厚労省の HP にこの日に開催されることが掲載されて理事に報告されました。それによると傍聴はできるがメディア関係者限定であり、1社1人限定との条件が付けられていました。嘗て傍聴希望で何回か申し込みましたが何れも「コロナのため遠慮願いたい」との返答で傍聴が出来ずにいました。今回個人での参加はできないとの清水代表からの情報を得てだめもとでメディアであるとのことで申し込むとすんなり許可されました。

それとは別に清水代表も申し込んだとの情報を得て情報交換し2人で参加することになりました。

療養費検討専門委員会は 17:30 開始となっていましたが実際は柔道整復師療養費検討専門委員会の 終了後に続けて「あはき療養費検討専門委員会」が開催されたので 17:20 から始まりました。

会議は「ハイブリット」開催との事で委員は全員オンライン上で参加しており会場は議長の遠藤久夫(学習院大学経済学部教授)そして厚労省事務官が10人ほどで会議が進められました。

検討委員は有識者として学者・医師会そして保険者を代表して健保協会・健保連合会・高知市医療課長・国保中央会・東京後期保険課長、そして施術者代表として日鍼会会長・全日マ副会長・日マ理事・ 視覚障碍者団体の代表が参加していました。

はじめに今までの議論の解説が厚労省からあり今回の論点の説明がありました。

それに沿って議論が進められました。今後のスケジュール(厚労省の方針)(当日の資料から)、R6年2月料金改定に向けた試算開始。3月各項目の具体的な内容の整理、4月料金改定内容の決定、5月末まで通知改正等準備、発出

論点は 値上げ率: 0.13% (医科 0.26%) 予定。★施術料と往療料の包括化 訪問施術制度の導入(往療表は不要か)。★往療専門と施術所施術者の差異をつける必要性。★中山間部特別施術料をどうするか。等でした。

【感想】厚労省のお膳立て通り進められているように感じました。限られた財源の中でいかに平等に削減するかで進められています。その方針に沿った学者、医師、そして保険者を相手に施術者側の委員 4 人は必死に反論していたのが印象的でした。何れ議事録が HP に掲載されますので各位読んでみてください。

包括化、訪問施術と往療料などの議論より単価をどのように設定するかが問題であると思いますが、そこのところには全く触れることなく議論されています。

以前「単価算出の基準とその方法」の情報開示請求したことがありますが厚労省の回答は「検討専門 委員会」で決めています議事録を読んでください、との回答でした。議事録を読んでもそのようなこと は書いていない、と反論したのですが、そのような文書は「不存在」との回答でした。

あとで調べたら改定率を入力して単価を算出する方程式のようなものがソフトとしてあるとの事で した。今回 0.13%の改定率と予想されていますがこの改定率もおかしいように感じています。

以上傍聴参加報告とします。

健康保険で はり・きゅう・マッサージを患者が選べる 制度の検討を

監事 久下 勝通

「健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会」が結成されたのは平成25年です。当時の事務局通信では「鍼灸もあん摩・マッサージも患者が選べる制度へ」「明治政府が排除した東洋医療を国民の医療として復権を」「厚生労働省保険担当官が本音『健康保険法87条に問題あり』」などなど、代表理事だった高橋養藏さんの制度改善への呼びかけが繰り返し掲載されています。

しかし、患者、国民への訴えは署名への協力です。署名は「健康保険ではり・きゅう・マッサージも 受けられる様に」との要望であり、政府へのお願いです。

「公益法人東洋療法研修試験財団」の 2022 年度に行った鍼灸等研究報告書「あはき療法に対する国民の受療意向に関する調査研究」の内容を事務局通信 246 号に紹介しました。この調査でも「あはき療法」についての国民の要望は、健康保険で治療を受けられる様にして欲しいという事なのです。

政府はこの国民の要望を無視し、「あはき」は医療類似行為だとして、健康保険法 87 条の適用としているのです。87 条は、現代医学で理解できない東洋医学に基づく「あはき」治療は、医療とは認めないという戦前の考え方を残した条文です。87 条は「あはき」を健康保険から排除するための根拠です。

国民の要望を実現するためにどのような制度の改善が必要なのか、どのような制度なら実現性があるのか検討が必要です。

「健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会」でも是非検討が必要です。「健康保険では り・きゅう・マッサージも受けられるように」の署名は終了がいいと思います。

健康保険で「あはき」治療を患者が選べる制度改善策を明らかにし、その実現の運動を呼びかけていきましょう。

当会の新年会における宮原顧問弁護士の挨拶に、「医業類似行為」の問題について重要な指摘がありました。以下抜粋します。

「ただ、法律の解釈は非常に難しく色々なレベルがある。例えば立法した時の解釈、これを立法事実 というんですけど、当時の解釈、その後さまざまな状況の変化で解釈が替えられたりします。

更に解釈をする人が行政、国会、或いは裁判所という公権的解釈、公の解釈は立法事実とは違う所に あるんですね。<u>3番目に申し上げるのは国民の意識、これも法律に大きく影響するんですけど、これも</u> 重要な要素だと思います。」

「身体に侵襲を与える鍼灸は医療行為である、医師等、医療独占が排除されてる、行政は認めてないですけれど、それを認めさせるのは国民の力です。憲法9条も同じすね。国民の力によって支えられているので、これまで変えられないで来て居るのです。

そういう意味で国民の中に鍼灸の実態をなるべく多くの人に伝える事、そして鍼灸が国民の重要な 医療の一端を担っている事、その認識を拡げる事、それがすごく大切な事なんだと思います。

それによって国民の意識が変わったり変えられたりするそしてそれが行政や立法、裁判所に影響する と思います。」

「署名問題等については前回の総会等でもいろいろ議論が出て居りましたけれども署名は私たちの 経験で言うと2年くらいですね。効果があるのは。2年以内に集めきらないと署名というものは殆どそ の意味が無いものになってしまう。」

親の健康を気遣う息子は親思いなのかについて考える

息子が私を看てくれないの は国民年金だからでしょうか

年金の件はスコッチだけと思います

松本 泰司

アルコール依存の利用者は多い。読者は似たような話が 書かれているので、同一人物の別の切り

口だと思われるかも知れないが全て別人物である。

A さんは88歳の男性。中学卒業後は実家の肉屋を継いで

84歳まで店を経営していた。一緒に店をやっていた奥様が亡くなったのを契機に廃業した。

10 代からウィスキーの水割りを日常的に愛飲し水代りに飲んでいた。奥様が亡くなってから酒量は増えたが、かなり薄めて飲んでいた。シングルよりもっと少ない量だった。この薄さでジョニ黒を1日1本空けていた。私はジョニ黒がもったいないと思った。こんな飲み方をするならサントリーレッドかトリスで充分だ。ジョニ黒は手頃になったがスコッチだ、良い酒はそれなりの飲み方をして欲しい。

朝遅く起きたらまず大きなジョッキにウィスキーを入れ水道水を注ぎゴクゴク飲む。そして朝食を食べながら薄い水割りを飲み、ほろ酔いになってきたらまた寝る。これを毎日繰り返す。

A さんに肝臓の数値はどうですかと聞いたが、薄い水割りのせいか正常値で、「俺の身体には酒があっているんだ。」と笑う。これ迄に酒がらみの揉め事も起こしたことが無く、経済的にも困ってもいないこのままの生活を続けても何ら問題はない。

自宅は建て替えた新築の戸建てで、2階へは外階段からも入室出来る。家の造りが少し変わっているとは思っていたが、同居している66歳の長男は設計段階から2階を賃貸に出す思惑があったらしい。

私がAさんを担当した時には長男は退職していた、ずっと独身だった。Aさんを受け持って1年以上たった頃、長男が私に「父を施設に入れたいのでどこか探してくれ。」と言ってきた。

私は「お父さんは認知症もなく問題行動もないので、家でやっていけると思うのですが。」と聞いた。 長男は「父の健康が心配なんです。酒量が多いので酒をやめさせたい。」と答えた。昨日今日飲み始めた わけではないだろうに。『父親を出さないと部屋を貸せないからですか』とは言えなかった。

本人は施設には行きたくない、死ぬまでここで暮らしたいという。そのうち長男は1階で暮らしている父親の食事の支度や掃除をしなくなった。訪問するとリビングは公衆便所の臭いで満たされていた。 洗濯もしてくれないので衣服を着替えず身体から蒸せた臭いが漂ってくる。包括には連絡を入れた。

米は台所に置いてあり、飯は自分で炊けるので A さんはサバの缶詰を買ってきて飯をかき込みながら、「息子がオカズを作ってくれないので缶詰しか食えない。」と笑っていた。長男からは「施設に入るように毎日言っている。俺の言う事を聞かないなら俺も何もしてやらない。今度は妹に来てもらい施設の見学に行かせる。」と言う。私は1ヶ月前に有料老人ホームの仲介業者に施設探しを依頼していた。

或る大雨の朝だった。A さんと長女、運転手を兼ねた仲介業者の3人で東京の北にある隣県の施設と、南にある他県の老人ホームを見学に行った。1日がかりになった。90歳近い身体にはこたえたと思う。夕方になり相模湾にある2件目の施設を見学した時、「もうここでいいや、動きたくない、疲れた。」と本人が言い出した。急遽その日から入所になった。体力的に限界だったと思う。A さんには施設を拒否する力はすでに無くなっていた。これらの話は後日同行した仲介業者から聞いた。

1ヶ月経たないうちにAさん宅の2階には入居者が入り、長男はAさんが暮らしていた1階で暮らし始めた。人と馴染むのが苦手なAさんは、唯一の楽しみの水割りを飲めない環境で幸せに暮らしているのだろうか。ご自宅の前を自転車で通るたびにそんなことを思う。

自らの行為が他者に与える影響について考える

松本 泰司

人間が社会的な生き物である以上、他者の考えを知ることは安全な生活には欠かせない。生まれた 環境や育った場所が違う以上受け取り方に相違が出るのは仕方がない。

私は数年前から運動不足と、寝る前の飲食習慣でかなり太ってしまった。身体が重く膝も痛いのでダイエットの必要性を感じていたが、不摂生な習慣から抜け出せなかった。私はダイエットをしなければ履けるズボンが少なくなっている事を気にしていた。

数年前に流行り一時期嵌ったロングブレス・ダイエットを通勤電車の中ですることを思いついた。 時間は貴重であり通勤の時間も有効に利用したい。

息を深く吸い口をすぼめてフッウッーと吐くのは、混んだ電車の中では他人に失礼と思ったので鼻で深く吸い、鼻からフゥーンと強めに吐く事にした。

私は電車の揺れに集中力を乱されないように、右手でつり革を握り眼をつむって長息の鼻息を繰り返していた。私の前に接する人は若くて小柄な女性だった。私の鼻息が出るところに彼女の頭頂部があったので、鼻息がかかるのか彼女は頭頂から後頭部に手をやる仕草を何回か繰り返していた。

私はダイエットの事が気になっていたのでロングブレスに集中していた。暫く乗車後電車は停車駅で止まり私の背後のドアが開いた。私の前にいた女性は降車する際、振り向きざま私の右脇腹に肘で当て身をしてきた。私は眼をつむっていたので不意打ちをくらい呼吸が止まった。その人は古武道を習っていたのだろうか、暫く動けないほど効いた。私の行動がその人にとって不快だったのが身体でわかった。それから電車内でロングブレス・ダイエットはしないことにした。

別な日上り電車で新宿に出勤していた。相変わらず満員だった。中野である女性が降りようとして「降ります」と言ったが、満員なので私は避けることが出来なかった。その女性は過剰栄養体型だった。私は彼女にドドッと押され後ろにグッと下がったとたん背後の人が倍返しで押し返してきた。 結果として私の前を通り過ぎようとする彼女を車外に押し出す形になった。

彼女は私の行為を悪意として捉えたのだろう。恰幅の良い女は電車から出たあと、電車に乗り込む 人の邪魔になるのにも関わらず、ドア前のホームに立ち続け私を睨んだ。私は彼女が再び電車に乗り 込んで張り手をしてくるのかと思ったが、電車が通りすぎる迄ズッーと睨まれただけで済んだ。

さえないオヤジに押された事が気に障ったのだろうか。私がジャニーズ系の青年だったら喜んでいたかもしれない。私の行為に問題はあったと思うが、ご自分の体格も一因であると気づいて欲しい。 満員電車で狭い場所を通るのであれば、小型の照ノ富士では摩擦抵抗が大きいと思う。

私の背後の人も姿勢を崩しそうになったとしても、高利子をつけて返すというのも如何なものか。 自らの行為が他者にどういう感情を抱かせるかを知るのは、都会で生きるには必要な能力ではある。



狭い電車内で押されるのと、鼻息を 掛け続けられるのを、どちらか選べ と言われたらどっちにしますか?

【海江田万里の政経ダイアリー】2024.1.30号

「令和6年能登半島地震」は発災が元旦の夕刻であったため、里帰りして一家団欒していた家族が一瞬にして倒壊した家屋の下敷きになって死亡するなど、多くの悲惨な被害がもたらされました。改めてお亡くなりになった方々のご遺族に哀悼の意を表するとともに、被災した皆さまに心からのお見舞いを申し上げます。

●日本にも危機管理庁の創設を!

私は、まだ被災地入りを果たしていませんが、すでに現地入りした議員の報告で明らかになったのは、 大震災の度に繰り返される現場での混乱と、被災者の方々の置かれた過酷な状況です。26日に召集され た第213回国会で、これらの問題について議論が始まりますが、私が提言したいのは、いまこそ日本に も危機管理庁(FEMA)を創設すべきであるということです。日本版FEMAについては、私自身が経 産大臣として事故の収取にあたった2011年3月の原発事故に際して、その必要性を痲感し当時、IA EA (国際原子力機関) への報告書でも記載しました。しかし、その後、2015年3月政権交代した安 倍内閣の「政府の危機管理組織の在り方会合」で、見送りが決定され、この議論は先送りされたままです。 当時、先送りした理由は、「現行の官庁の組織変更をともない、誕生する組織は巨大なものになる」とい うことでしたが、今回の能登半島地震とその後の政府の対応を見て、やはり日本に危機管理庁は必要だと 思っています。今回の震災では、もちろん消防や警察、国土交通省のタスクフォースなどの組織は現場に 駆けつけて救助・救援活動に活躍しましたが、やはり頼みの綱は自衛隊、特に陸上自衛隊です。陸上自衛 隊については、熊本地震などと比べて初動が遅く、人員も逐次投入であったとの一部メディアからの批判 がありました。しかし、これには事情があります。能登半島は陸上自衛隊の中部方面隊の活動地域で、中 部方面隊は、中部地方から四国、中国地方まで極めて広い地域を守備範囲にしています。能登半島を活動 エリアにするのは愛知県守山市に司令部を置く第10師団で、能登半島では石川県の金沢に駐屯地があ るだけです。救援隊の大部分は愛知県の守山市から寸断された道路を北上して被災地の能登半島に向か ったのです。

いうまでもなく自衛隊の主要な任務は、国土防衛ですから、最近の東アジアの情勢から、北陸は北朝鮮が発射するミサイルに対処するため航空自衛隊のレーダー基地や、航空基地が配置され、陸上自衛隊は日本の南西部に主力を配備して、中部地域は手薄になっている状況で、8年前の熊本大地震では熊本(健軍)に司令部を置く陸上自衛が即応したときとは事情が大きく異なります。

日本をとりまく安保環境の変化により地震や風水害、その他の大規模な災害に対しては、自衛隊にこれ以上、過度な負担をかけることは無理だと思われます。そうなると災害に特化した対応を行う専門の集団を有する危機管理庁が必要になります。アメリカのFEMAは約2万人の人員をかかえ、全米各地の10か所にオフィスを設置しています。日本の場合は当初は数千人の規模になると思われますが、自然災害発生の危険度に応じて各地に事務所と要員を配置して自前の輸送手段も備えた自己完結型の組織があれば、実際に災害が起きたときに活躍できるはずです。国会では、石破茂氏がかつて、危機管理庁構想を発表していましたが、今回の能登半島地震をきっかけに、再び、この議論が活発になることを期待します。

浆議院議員 海江田 万里

海江田万里事務所(東京都第1区)〒160-0004 東京都新宿区四谷 8-11 山ービル TEL 03-5363-6015 Fax 03-3352-2877 e-mail office@kaiedabanri.jp

R06年 2月

KOO -	1 4	- / - / - /
1	木]
2	金	
3	土	申請書〆切
4	日	NPO 理事会(13:30~)
5	月	申請業務
6	火	
7	水	
8	木	
9	金	事務局通信投稿締め切り
10	土	J
11	日	干駄ヶ谷社教館文化祭
		体験マッサージ(10:00~15:00)
		建国記念の日
12	月	振替休日
13	火	
14	水	
15	木	国民の会役員会(18:30~20:30)
16	金	保険部会(19:00~21:00)
17	土	
18	日	三役会(13:00~16:00)
19	月	事務局会議(13:00~15:00)
20	火	編集会議(13:00~)
		ウーベル保険 R6 年 3 月加入申し込み締め切り
21	水	
22	木	
23	金	天皇誕生日
24	土	
25	日	ケアマネ会議(13:30~15:30)
26	月	
27	火	支給明細などの発送
28	水	
29	木	療養費の振り込み

R06年 3月

· ·	- 1	υ,	
	1	金]
	2	土	
	3	田	申請書が切
	4	月	
	5	火	申請業務
	6	水	
	7	米	
	8	金	事務局通信投稿締め切り
	9	土	
	10	Ш	
	11	月	
	12	火	
	13	水	
	14	木	
	15	金	
	16	土	
	17	日	理事会(13:00~16:00)
	18	月	事務局会議(13:00~15:00)
	19	火	ウーベル保険 R6 年 4 月加入申し込み締め切り
	20	水	春分の日
-	21	木	NPO 体験マッサージ(13:00~17:00) 国民の会役員会(18:30~20:30)
	22	金	
	23	土	
	24	日	
	25	月	
	26	火	
	27	水	支給明細などの発送
	28	木	
	29	金	療養費の振り込み
	30	土	
	31	日	
_			

※国民の会:健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会

※NPO: NPO 法人東洋医療を考える会